

# ○厚生労働大臣が定める感 染症又は食中毒の発生が 疑われる際の対処等に関 する手順

〔平成十八年三月三十一日  
厚生労働省告示第二百六十八号〕

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準  
(昭和四十一年厚生省令第十九号)第二十四条  
第二項第四号、指定介護老人福祉施設の人員、  
設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省  
令第三十九号)第二十七条第二項第四号、介護  
老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営  
に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)  
第二十九条第二項第四号、指定介護療養型医療  
施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成  
十一年厚生省令第四十一号)第二十八条第二項  
第四号、特別養護老人ホームの設備及び運営に  
関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)  
第二十六条第二項第四号及び指定地域密着型  
サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第  
百五十一条第二項第四号の規定に基づき、厚生  
労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑  
われる際の対処等に関する手順を次のように定  
め、平成十八年四月一日から適用する。  
厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒

の発生が疑われる際の対処等に関する手  
順

- 一 養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、  
介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医  
療施設、特別養護老人ホーム又は指定地域密  
着型介護老人福祉施設(以下「養護老人ホー  
ム等」という。)の従業者が、入所者、入居  
者又は入院患者について、感染症又は食中毒  
の発生を疑ったときは、速やかに管理者又は  
施設長(以下「管理者等」という。)に報告  
する体制を整えること。
- 二 養護老人ホーム等の管理者等は、当該養護  
老人ホーム等における感染症若しくは食中毒  
の発生を疑ったとき又は前号の報告を受けた  
ときは、従業者に対して必要な指示を行わ  
なければならないこと。
- 三 養護老人ホーム等においては、感染症又は  
食中毒の発生又はまん延を防止する観点か  
ら、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来  
訪者等の健康状態によつては利用者との接触  
を制限する等の措置を講ずるとともに、従業  
者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行  
するなど衛生教育の徹底を図ること。
- 四 養護老人ホーム等の医師及び看護職員は、  
当該養護老人ホーム等において感染症若し  
くは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が  
生じたときは、速やかな対応を行わなければ  
ならないこと。
- 五 養護老人ホーム等の管理者等及び医師、看  
護職員その他の従業者は、感染症若しくは食  
中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下  
「有症者等」という。)の状態に応じ、協力  
病院をはじめとする地域の医療機関等との連  
携を図ることその他の適切な措置を講じなけ  
ればならないこと。
- 六 養護老人ホーム等は、感染症若しくは食中  
毒の発生又はそれが疑われる状況が生じた  
ときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた  
措置等を記録しなければならないこと。
- 七 養護老人ホーム等の管理者等は、イからハ  
までに掲げる場合には、有症者等の人数、  
症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅  
速に報告するとともに、市町村又は保健所  
からの指示を求めるとその他の措置を講  
じなければならないこと。
- イ 同一の感染症若しくは食中毒による又は  
それらによると疑われる死亡者又は重篤な  
患者が一週間内に二名以上発生した場合
- ロ 同一の有症者等が十名以上又は全利用者  
の半数以上発生した場合
- ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発  
生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、  
特に管理者等が報告を必要と認めた場合
- 八 前号の報告を行った養護老人ホーム等は、  
その原因の究明に資するため、当該有症者等  
を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐  
物等の検体を確保するよう努めなければなら  
ないこと。